

新型コロナウイルス資金繰り施策一覧(2020年4月15日時点)

※経産省パンフ「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」はこちらからダウンロードして下さい。

●政府系金融機関

売上減少率	活用できる制度	限度額	返済期間(うち据置)	その他	窓口	制度の詳細内容
20%以上減少	特別利子補給制度(中小企業者)	3,000万円以下部分(国民事業)	当初3年間	借換も無利子化対象	日本公庫	実質的な無利子化融資のご案内
15%以上減少	特別利子補給制度(小規模事業者)	3,000万円以下部分(国民事業)	当初3年間	借換も無利子化対象	日本公庫	実質的な無利子化融資のご案内
10%以上減少	衛生環境激変対策特別貸付 (※生活衛生事業者向け)	別枠1,000万円 旅館:別枠3,000万円	7年以内(2年以内)		日本公庫・国民生活事業	衛生環境激変特別貸付
5%以上減少	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活)	別枠6,000万円	設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内)	利子補給対象 遡及適用可 既往債務の借換可	日本公庫・国民生活事業	新型コロナウイルス感染症特別貸付
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業)	別枠3億円	設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内)		日本公庫・中小企業事業	新型コロナウイルス感染症特別貸付
	商工中金による危機対応融資 新型コロナウイルス感染症特別貸付	中小企業:3億円 中堅企業:定めなし	設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内)		商工中金	新型コロナウイルス感染症特別貸付
	新型コロナウイルス対策マル経	別枠1,000万円	設備10年以内(4年以内) 運転7年以内(3年以内)	日本公庫・国民生活事業	新型コロナウイルス対策マル経	
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (※生活衛生事業者向け)	別枠6,000万円	設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内)	利子補給対象 遡及適用可	日本公庫・国民生活事業	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
	新型コロナウイルス対策衛経 (※生活衛生事業者向け)	別枠1,000万円	設備10年以内(4年以内) 運転7年以内(3年以内)	既往債務の借換可	日本公庫・国民生活事業	新型コロナウイルス対策衛経
要件なし	特別利子補給制度(個人事業主)	3,000万円以下部分(国民事業)	当初3年間	借換も無利子化対象	日本公庫	実質的な無利子化融資のご案内
	セーフティネット貸付(国民生活)	4,800万円	設備資15年以内(3年以内) 運転8年以内(3年以内)	要件緩和	日本公庫・国民生活事業	セーフティネット貸付
	セーフティネット貸付(中小企業)	7億2千万円	設備資15年以内(3年以内) 運転8年以内(3年以内)	要件緩和	日本公庫・中小企業事業	セーフティネット貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資等に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

※日本公庫・中小企業事業の「特別利子補給制度」:国民事業と同条件にて、残高1億円まで当初3年間は金利0%となる

※商工中金「特別利子補給制度」:売上減少:中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上などを満たす場合は、残高1億円まで当初3年間は金利0%となる

※セーフティネット貸付:「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象

<色の意味>

共通している制度
生活衛生事業者向けの制度
国民生活事業が窓口の制度
中小企業事業が窓口の制度

●信用保証協会

売上減少率	活用できる制度	限度額	返済期間(うち据置)	その他	窓口	制度の詳細内容
20%以上減少	セーフティネット4号	2.8億円(無担8万円)以内	10年以内(1~2年以内)	100%保証	信用保証協会	セーフティネット4号
15%以上減少	危機関連保証	2.8億円(無担8万円)以内	10年以内(1~2年以内)	100%保証	信用保証協会	危機関連保証
5%以上減少	セーフティネット5号	2.8億円(無担8万円)以内	10年以内(1~2年以内)	80%保証	信用保証協会	セーフティネット5号
5%、15%減少	信保における保証料・利子減免	上限3,000万円	据置5年以内	借換可能	パンフの該当箇所を参考	パンフの該当箇所を参考
要確認	自治体独自のコロナ対策融資制度	自治体による	自治体による		各自自治体、保証協会等	「自治体名 コロナ 融資」で検索

※各自自治体のセーフティネット認定申請について

※セーフティネット保証に関する最新の更新情報

※セーフティネット保証の認定緩和の概要について

「自治体名 セーフティネット保証」で検索

<https://www.meti.go.jp/covid-19/shikinguri.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

●その他

要件・対象	活用できる制度	内容	窓口	制度の詳細内容
返済できない	新型コロナ特例リスケジュール	再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整、リスケジュール計画策定支援	再生支援協議会	パンフの該当箇所を参考
5%以上減少	小規模共済/特例緊急経営安定貸付	限度額2,000万円、無利子、償還期間:額により4年、6年(据置期間1年含)	中小機構	貸付制度について
50%以上減少	持続化給付金	法人200/個人100万円、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者が対象		持続化給付金に関するお知らせ
設備投資等する	ものづくり補助(生産性革命推進事業)	特別枠創設(拡充策):補助率を1/2から2/3へ引上げ	団体中央会	窓口・制度の詳細内容
設備投資等する	持続化補助(生産性革命推進事業)	特別枠創設(拡充策):補助上限を50万円から100万円へ引上げ	商工会など	窓口・制度の詳細内容
設備投資等する	IT補助(生産性革命推進事業)	特別枠創設(拡充策):補助率を1/2から2/3へ引上げ	サビestaイン推進協議会	窓口・制度の詳細内容
ブランド力向上	JAPAN ブランド育成支援等事業	地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場開拓の支援。上限額:500万円・2,000万円	中小企業庁	JAPAN ブランド育成支援等事業
雇用調整する	雇用調整助成金	特例措置実施。休業などを行い、雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成	ハローワーク、労働局	雇用調整助成金
有給取得する	小学校休業等対応助成金	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得を支援	コールセンター	小学校等の臨時休業等に関する支援
生活費が困窮	緊急小口資金等特例/緊急小口資金	生活困窮者対象(個人事業含)。20万円、10万円以内。償還2年(据置1年)以内。無利子	社会福祉協議会	緊急小口貸付等の特例貸付(チャラシ)
生活費が困窮	緊急小口資金等特例/総合支援資金	生活困窮者対象(個人事業含)。月20万、15万円以内、償還10年(据置1年)以内。無利子	社会福祉協議会	緊急小口貸付等の特例貸付(チャラシ)
テレワーク導入	働き方改革推進支援助成金(テレワーク等)	テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成	厚労省	テレワーク
納税できない	納税の猶予の特例	2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者。無担保、延滞税なし	財務省	パンフの該当箇所を参考
	税務申告・納付期限の延長	4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付ける	国税庁	パンフの該当箇所を参考
	国税の納付の猶予制度	国税を一時に納付することが困難な事業者が対象	国税庁(該当ページ)	パンフの該当箇所を参考
	地方税の猶予制度	財産に損失を受けた納税者等。売上急減により納税能力が著しく低下している納税者	地元自治体	パンフの該当箇所を参考
納付できない	欠損金の繰戻し還付	今年度赤字の場合、損失が発生した場合など、法人税を還付	財務省	パンフの該当箇所を参考
	固定資産税等の軽減	固定資産税・都市計画税の減免、固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長	中小企業庁	パンフの該当箇所を参考
	厚生年金保険料等の猶予制度	換金の猶予、及び納付の猶予を実施	年金事務所	換金の猶予
電気代払えない	国民健康保険等の取扱いについて	国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)等の猶予を実施	地元自治体	パンフの該当箇所を参考
	電気・ガス料金の支払猶予等について	供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予を実施	電気、ガス事業者	パンフの該当箇所を参考

<制作>

認定経営革新等支援機関(認定支援機関) 横浜市都筑区仲町台1丁目8番9号508号室 電話 045-532-5125

行政書士サポートオフィス横浜 行政書士 安藤優介

<http://sogvo.yokohama/>